

品川区介護予防・日常生活支援総合事業

2026.4.22

令和8年度 新単位数一覧

第3条第1号ア 予防訪問事業

令和8年6月～

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
予 防 訪 問 事 業 I	基本	1月につき		1,176		
	基本・日割回数割	1回につき (上限1月3回)		290		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき (2回まで)	国基準	-12		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき (6回まで)	国基準	-3		
	初回加算	初回	国基準	200		
	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	国基準	100		
	生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	国基準	200		
	口腔連携強化加算	1月につき	国基準	50		
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		255	290	
予 防 訪 問 事 業 II	基本	1月につき		2,349		
	予防訪問事業IIの増回分加算	1回につき (上限1月5回)		290		
	基本・日割回数割	1回につき (上限1月7回)		290		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき (2回まで)	国基準	-23		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき (14回まで)	国基準	-3		
	初回加算	初回	国基準	200		
	生活機能向上連携加算 (I)	1月につき	国基準	100		
	生活機能向上連携加算 (II)	1月につき	国基準	200		
	口腔連携強化加算	1月につき		50		
介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		510	580		

第3条第1号イ 生活機能向上支援訪問事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用		備考
				単位数	新費用 単位数	
訪問事業Ⅰ 生活機能向上支援	基本	1月につき		1,030		
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月3回)		255		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	-10		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(6回まで)	国基準	-3		
	初回加算	初回		200		
	時間超過加算	1回につき(上限1月5回)		40		
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		255	290	
訪問事業Ⅱ 生活機能向上支援	基本	1月につき		2,060		
	基本・日割回数割	1回につき(上限1月7回)		255		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	-21		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(14回まで)	国基準	-3		
	初回加算	初回		200		
	時間超過加算	1回につき(上限1月5回)		40		
	介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		510	580	

第3条第2号ア 予防通所事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
予 防 通 所 事 業 I	基本	1月につき		1,222		
	基本・日割	1日につき(上限1月3日)		284		
	基本・減算(人欠・定超)	1月につき	基本*0.7	850		
	基本・減算日割(人欠・定超)	1日につき(上限1月3日)	基本*0.7	200		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき(2回まで)	国基準	-12		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき(6回まで)	国基準	-3		
	基本・虐待防止・BCP未策定減算(人欠・定超)	1月につき(2回まで)	国基準	-9		
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割(人欠・定超)	1月につき(6回まで)	国基準	-2		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき (上限3月1回)	国基準	100		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	国基準	200		
	送迎	片道1回につき(上限1月10回)		47		
	入浴	1回につき(上限1月5回)		50		
	栄養アセスメント加算	1月につき	国基準	50		
	栄養改善加算	1月につき	国基準	200		
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき	国基準	150		
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき	国基準	160		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	国基準	88		
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	国基準	72		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	国基準	24		
	科学的介護推進体制加算	1月につき	国基準	40		
介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		155	195		

予 防 通 所 事 業 II	基本	1月につき		2,470	
	基本・日割	1日につき（上限1月7日）		284	
	基本・減算（人欠・定超）	1月につき	基本*0.7	1,830	
	基本・減算日割（人欠・定超）	1日につき（上限1月7日）	基本*0.7	200	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算	1月につき（2回まで）	国基準	-25	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割	1月につき（14回まで）	国基準	-3	
	基本・虐待防止・BCP未策定減算（人欠・定超）	1月につき（2回まで）	国基準	-18	
	基本・虐待防止・BCP未策定日割回数割（人欠・定超）	1月につき（14回まで）	国基準	-2	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき （上限3月1回）	国基準	100	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	200	
	送迎	片道1回につき（上限1月20回）		47	
	入浴	1回につき（上限1月10回）		50	
	栄養アセスメント加算	1月につき	国基準	50	
	栄養改善加算	1月につき	国基準	200	
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	150	
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	160	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	国基準	88	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	国基準	72	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1月につき	国基準	24	
	科学的介護推進体制加算	1月につき	国基準	40	
介護職員等処遇改善加算相当	1月につき		310	390	

第3条第2号イ 予防通所事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
いきいきプログラム活動Ⅰ 支援	基本	1月につき		452		
	基本・日割	1日につき（上限1月3日）		101		
いきいきプログラム活動Ⅱ 支援	基本	1月につき		804		
	基本・日割	1日につき（上限1月7日）		101		

第3条第3号 第1号介護予防支援事業

種別	摘要	算定単位	基準等	費用 単位数	新費用 単位数	備考
ケアマネジメント 予防	ケアマネジメント A	1月につき	国基準	442		
	A・虐待防止未策定減算	1月につき		-4		
	A・BCP未策定減算	1月につき		-4		
	ケアマネジメント B	1月につき		331		
	B・虐待防止未策定減算	1月につき		-3		
	B・BCP未策定減算	1月につき		-3		
	ケアマネジメント C	1月につき		221		
	C・虐待防止未策定減算	1月につき		-2		
	C・BCP未策定減算	1月につき		-2		
	初回加算		国基準	300		
	委託連携加算		国基準	300		